

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズタワー B 26 階
(登記上の本店所在地：相模原市中央区横山一丁目1番1号)

株式会社 ノ ジ マ

取締役兼代表執行役社長 野 島 廣 司

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、本「ご通知」末尾に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、インターネットにより議決権を行使されるか、いずれかの方法により、平成26年6月17日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年6月18日（水曜日）午前10時30分
(午前9時30分開場予定)
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
3. 目的事項
報告事項 第52期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、計算書類および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.nojima.co.jp>) に掲載させていただきます。
 3. 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済の概況は、アベノミクス効果で個人や企業の景況マインドは上向き、それに加え本年4月の消費税増税前の駆け込み需要が予想以上に強いものがありました。一方、世界経済は新興国の成長鈍化が懸念されるものの、米国は堅調な経済状況を背景に金融緩和の出口を模索し始め、欧州は金融緩和の強化と財政緊縮の緩和により緩やかな回復が続いております。

このような内外の経済状況のもと、上述の消費税増税前の耐久消費財を中心とした大幅な需要増がみられた分、平成26年度の前半においてはその反動減が懸念されております。

家電流通業界におきましては、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンといった主力白物家電の需要が堅調であり、黒物家電の代表であるテレビにおきましても大画面タイプや4Kテレビへの関心が一層強まることで、販売数量の増加には未だつながっていないものの、平均単価の底上げがみられております。

以上のような経済状況及び市場環境の中で、当社グループは「デジタル一番星」、「お客様満足度No.1」を常に追求しておりますが、その実現のために「選びやすい売場」及び「お客様の立場に立った接客」を心がける中で、コンサルティングセールスのレベルアップやお客様のニーズに合致したサービスの充実に取り組んでまいりました。

こうした持続的な取り組みにより、白物家電の販売につきましては、新機能の追加や省電力化等の訴求を主要要因として好調に推移しました。タブレット、パソコン等情報関連機器の販売につきましても、利便性の訴求やWindowsXPのサポート終了を見越したリプレース提案等が奏功し、堅調に推移しました。

店舗展開につきましては、ノジマ店舗は新規出店として『イオンモール幕張新都心店』（千葉県）等で計13店舗、更にはスクラップアンドビルドとして『大宮ステラタウン店』（埼玉県）等計5店舗を開設しております。

なお、携帯電話のキャリアショップにつきましては、平成26年3月17日に連結子会社とさせて頂きました㈱ジオビットモバイル傘下の店舗34ヶ所等を加えることにより、昨年度末の51ヶ所から86ヶ所（FCを加えると122ヶ所）へと大幅に増加しております。

また、小規模通信専門店であるノジマモバイルにつきましても、店舗の統廃合を進めており、これら既存店舗のレベルアップと更なる店舗網の充実を図り、常にお客様に喜んで頂ける店作りに努力しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,184億2百万円（前年同期比109.2%）、営業利益は61億5百万円（前年同期比294.9%）、経常利益は76億32百万円（前年同期比219.2%）、当期純利益は43億94百万円（前年同期比237.8%）となり、売上高、営業利益及び経常利益とも過去最高となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は29億53百万円で、その主なものは次のとおりであります。

株ノジマ

設 備 名	所在地	内 容	開 店 年 月
MARK I S 静岡店	静岡県	店 舗	平成25年4月
MARK I S みなとみらい店	神奈川県	店 舗	平成25年6月
上尾PAPA店	埼玉県	店 舗	平成25年9月移転
大宮ステラタウン店	埼玉県	店 舗	平成25年10月移転
藤枝水守店	静岡県	店 舗	平成25年10月移転
江戸川店	東京都	店 舗	平成25年11月
イオンモール幕張新都心店	千葉県	店 舗	平成25年12月
権太坂店	神奈川県	店 舗	平成26年2月
流山おおたかの森S・C店	千葉県	店 舗	平成26年3月

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において業務・資本提携及び設備投資などを目的として、公募増資及び自己株式の処分及び第三者割当増資を行い、総額31億63百万円の資金を調達いたしました。

区分	発行・売却株数	1株当たり発行価額	調達資金	払込期日
公募増資	3,150千株	724円	2,280,600千円	平成25年12月4日
自己株式の処分	650千株	724円	470,600千円	平成25年12月4日
第三者割当増資	570千株	724円	412,680千円	平成25年12月18日
合計	—	—	3,163,880千円	—

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び3年間の貸出コミットメント契約を締結しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成26年3月17日付で、(株)ケンウッド・ジオビットの全株式を32億93百万円で取得し、完全子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第49期 (平成23年3月期)	第50期 (平成24年3月期)	第51期 (平成25年3月期)	第52期 (当連結会計年度) (平成26年3月期)
売上高(百万円)	213,500	211,051	199,976	218,402
経常利益(百万円)	7,270	3,262	3,482	7,632
当期純利益(百万円)	3,708	2,119	1,848	4,394
1株当たり当期純利益	198円16銭	111円81銭	96円96銭	213円52銭
総資産(百万円)	64,054	65,688	70,631	94,650
純資産(百万円)	20,678	22,405	24,088	31,530
1株当たり純資産	1,098円65銭	1,171円62銭	1,254円23銭	1,326円70銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第50期、第51期及び第52期の1株当たり当期純利益及び第50期及び第51期の1株当たり純資産の算定の基礎となる株式数に従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 比率	主要な事業内容
西日本モバイル㈱	相模原市中央区	30	100.0%	通信関連機器等販売
㈱ジオビットモバイル	東京都渋谷区	404	100.0%	通信関連機器等販売
Nojima (Cambodia) Co., Ltd.	カンボジア王国 プノンペン市	250	100.0%	デジタル家電等販売
㈱ノジマステラススポーツクラブ	相模原市南区	10	100.0%	スポーツクラブ運営

- (注) 1. ㈱ジオビットモバイルは平成26年3月17日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。
2. Nojima (Cambodia) Co., Ltd. 及び㈱ノジマステラススポーツクラブについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に加えております。
3. 持分法適用会社は1社(㈱アベルネット)であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内経済に緩やかな景気回復がみられるものの、家電流通業界におきましては、消費税率引上げの影響等により依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

当社グループは、こうした状況下におきまして、常にお客様に喜んでいただけるよう、グループ全体の知恵を絞って行動し、その結果としてお客様にご支持いただけるよう次の3点を重要課題として取り組んでまいります。

①店舗運営

豊富な品揃えはもちろんの事、便利でお買い求めいただきやすい売場を作ってまいります。具体的には、新技術を採用した商品など魅力的な商品をいち早く提供し、プライベートブランド商品にも注力していくとともに、スマートフォンを中心とした携帯電話売場の充実とコンサルティングセールススタッフの増員を引き続き進めてまいります。

②人材育成

専門知識を有する商品アドバイザーを育成して、真心を込めたサービスと接客で、お客様をお迎えできるようにしてまいります。人材の育成にあたっては、各人の能力向上、知識等の修得を目的にしました教育用WEBツールの「ノジマ学(まなぶ)」を活用し、店舗リーダー及びコンサルティングセールススタッフの人材育成を引き続き図ってまいります。

③店舗展開

店舗展開につきましては、今後とも神奈川県を中心として、近隣都県に集中的に出店する「ドミナント展開」を基本とし、既存店舗のスクラップアンドビルドを行う一方で、条件の良い出店を行い、店舗網の充実に努め、売場面積の拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

当社グループは株式会社ノジマ(当社)、子会社4社及び関連会社1社により構成され、薄型テレビに代表されるデジタルAV関連機器、携帯電話を中心とする通信関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるIT・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を主な事業として取り組んでおります。

(6) 企業集団の主要拠点等 (平成26年3月31日現在)

(株)ノジマ	本社：神奈川県横浜市西区 商品センター：神奈川県横浜市鶴見区 神奈川開通センター：神奈川県横浜市西区
西日本 モバイル(株)	四国支社：香川県高松市 中国支社：鳥取県米子市
(株)ジオビット モバイル	本社：東京都渋谷区 北海道営業所：北海道札幌市 関東営業所：新潟県新潟市 東北営業所：宮城県仙台市 東海営業所：愛知県名古屋市 西日本営業所：大阪府大阪市 中四国営業所：広島県広島市 九州営業所：福岡県福岡市
総合店舗	神奈川県33店 東京都24店 埼玉県19店 千葉県15店 静岡県12店 長野県1店 山梨県5店 新潟県9店 茨城県4店 合計122店
通信専門店	北海道1店 岩手県1店 宮城県2店 福島県1店 神奈川県26店 東京都12店 埼玉県13店 千葉県6店 静岡県4店 新潟県1店 長野県2店 愛知県5店 大阪府3店 兵庫県2店 和歌山県1店 広島県2店 愛媛県6店 香川県10店 高知県2店 島根県3店 鳥取県3店 福岡県3店 熊本県1店 鹿児島県2店 合計112店

(注) 通信専門店の店舗数は、単独店舗のみを記載しております。

(7) 使用人の状況 (平成26年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,793名 (2,697名)	145名増 (266名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,734名 (2,608名)	150名増 (252名増)	29歳10ヶ月	5年4ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三菱東京UFJ銀行	5,698,360千円
(株) 横浜銀行	2,945,000
(株) みずほ銀行	2,720,000
(株) あおぞら銀行	2,500,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 85,000,000株
- ② 発行済株式の総数 23,635,138株（自己株式547,270株を除く）
- ③ 株主数 14,826名（前期末比2,288名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野 島 廣 司 (有)	1,950,000株	8.3%
野 島 絹 代	1,906,050	8.1
ティーエヌホールディングス(株)	1,330,000	5.6
真 柄 準 一	1,047,036	4.4
公益財団法人真柄福祉財団	852,240	3.6
ネ ッ ク ス 社 員 持 株 会	759,500	3.2
(有) ケ イ エ ッ チ	750,000	3.2
(有) ノ マ	750,000	3.2
野 島 隆 久	609,800	2.6
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	560,000	2.4

(注) 1. 当社は、自己株式を547,270株保有しております。株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株を含んでおります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権等の状況

名 称 (発 行 日)	行 使 期 間	新株予約 権 の 数	目的となる 普通株式の数	保 有 者 数	発 行 価 額	行 使 価 額
第7回新株予約権 (平成21年7月14日)	平成23年6月23日～ 平成26年6月22日	2,731個	273,100株	285名	無償	1株当たり 656円
第8回新株予約権 (平成22年9月14日)	平成25年8月7日～ 平成27年8月6日	2,908個	290,800株	473名	無償	1株当たり 608円
第9回新株予約権 (平成23年9月15日)	平成26年8月24日～ 平成28年8月23日	4,090個	409,000株	728名	無償	1株当たり 763円
第10回新株予約権 (平成24年10月11日)	平成27年9月19日～ 平成29年9月18日	4,588個	458,800株	880名	無償	1株当たり 551円
第11回新株予約権 (平成25年10月10日)	平成28年9月18日～ 平成30年9月17日	6,649個	664,900株	1,215名	無償	1株当たり 745円

新株予約権の行使の条件（各回共通）

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ・新株予約権の相続はこれを認めない。
- ・各新株予約権の一部行使はできないものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保 有 者 数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	第7回新株予約権	710個	71,000株	9名
	第8回新株予約権	490個	49,000株	10名
	第9回新株予約権	650個	65,000株	13名
	第10回新株予約権	760個	76,000株	13名
	第11回新株予約権	760個	76,000株	13名
社 外 取 締 役	第7回新株予約権	60個	6,000株	2名
	第8回新株予約権	40個	4,000株	2名
	第9回新株予約権	100個	10,000株	5名
	第10回新株予約権	120個	12,000株	6名
	第11回新株予約権	140個	14,000株	7名

②当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に交付した新株予約権等は①に記載のとおりであります。

上記新株予約権のうち当社従業員への交付状況

	新 株 予 約 権 の 数	目的となる普通株式の数	交 付 者 数
当社従業員 （当社役員を兼ねている者を除く）	5,933個	593,300株	1,243名

（注）当社従業員に新株予約権の数、目的となる普通株式の数及び交付者数は、交付日現在の数であります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び執行役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役 代表執行役社長	野 島 廣 司	指名委員、報酬委員
取締役 代表執行役専務	三 枝 達 実	人事総務部・財務経理部管掌 指名委員（委員長） 西日本モバイル(株)代表取締役
取締役 執行役	福 田 浩 一 郎	店舗運営管理部長
取締役 執行役	鍋 島 賢 一	商品推進部長
取締役 執行役	野 島 亮 司	I T戦略事業部長
取締役 執行役	金 高 英 紀	経営企画部長兼海外プロジェクト室長
取締役	山 内 渉	販売サポート部長 (株)ノジマステラススポーツクラブ代表取締役
取締役	石 坂 洋 三	モバイルコミュニケーション推進部長
取締役	春 名 利 昭	監査委員（委員長）、指名委員
取締役	木 村 喬	指名委員、報酬委員
取締役	星 名 光 男	指名委員、報酬委員
取締役	松 嶋 英 機	監査委員
取締役	梅 津 武	監査委員、報酬委員
取締役	五 味 康 昌	
取締役	久 夙 良 木 健	
取締役	野 村 秀 樹	
取締役	神 谷 光 治	報酬委員（委員長）
執行役	佐 藤 丈 三	鴨宮店長
執行役	倉 持 昭 彦	店舗運営管理部第1ブロック長
執行役	広 瀬 哲 夫	店舗開発部長
執行役	小 鈴 信 雄	財務経理部長
執行役	温 盛 元	営業開発部長 Nojima (Cambodia) Co., Ltd. 代表

(注) 1. 取締役春名利昭、木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久夙良木健、野村秀樹の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 会社法第400条第2項に定める委員会設置会社の各委員は、平成25年6月22日開催の取締役

会で以下のとおり選定され就任いたしました。

「指名委員」

：三枝達実氏（委員長）、野島廣司氏、春名利昭氏、木村喬氏、星名光男氏

「監査委員」

：春名利昭氏（委員長）、松嶋英機氏、梅津武氏

「報酬委員」

：神谷光治氏（委員長）、野島廣司氏、木村喬氏、星名光男氏、梅津武氏

3. 平成25年6月22日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐藤丈三氏は退任いたしました。
4. 監査委員松嶋英機氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
5. 監査委員梅津武氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
6. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役木村喬氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	取 締 役		執 行 役		合 計		摘 要
	支 給 人 員	支 給 額 (千円)	支 給 人 員	支 給 額 (千円)	支 給 人 員	支 給 額 (千円)	
報酬委員会決議に基づく 確定金 額	18 (9)	145,161 (37,472)	7	51,229	22 (9)	196,390 (37,472)	(注)
報酬委員会決議に基づく 退職 慰 労 金	—	(—)	—	—	(—)	(—)	

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役の欄に総額を記入しております。
2. 当事業年度末日現在の人員は、取締役17名、執行役5名で、内6名は取締役と執行役を兼任しております。
3. 報酬委員会決議に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項第1号による確定額であります。
4. ()内は社外取締役9名に支払った額であります。
5. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。

③ 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

- 1) 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とします。
- 2) 上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。
- 3) 取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。
- 4) 執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメント

に対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。

- 5) 取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

④ 社外役員に関する事項

1) 取締役 春名利昭

イ) 当事業年度における主な活動状況

平成25年6月22日就任以降の取締役会14回のうち13回に出席、監査委員会8回の全てに出席し、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

2) 取締役 木村喬

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

3) 取締役 星名光男

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち13回に出席し、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

4) 取締役 松嶋英機

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち14回に出席、監査委員会11回のうち9回に出席し、弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般、特に法務的な視点から積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

5) 取締役 梅津武

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち17回に出席、監査委員会11回の全てに出席し、税理士としての会計税務に関する経験・知識等に基づき、当社の経営全般、特に税務面について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

6) 取締役 五味康昌

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち14回に出席し、都市銀行を始めとする金融機関における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

7) 取締役 久野良木健

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち15回に出席し、メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般、特にエレクトロニクス関連の技術の分野に関して積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1

項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

8) 取締役 野村秀樹

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のうち17回に出席し、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等に基づき、当社の経営全般、特に情報通信の分野の経営課題について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000

- (注) 1. 当社の子会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査証明業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査委員会の決定を得たうえで、又は、監査委員会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたしま

す。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査委員会の決定を得たうえで、又は、監査委員会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社（以下「監査委嘱者」という。）と会計監査人有限責任監査法人トーマツ（以下「監査受嘱者」という。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き、500万円又は監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

（５）業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
 - ①に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - 1) 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
 - 2) 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
 - 2) 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部その他関係部署と連携する。
 - 3) 監査委員会は、会計監査人を監督する。
- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び保管する。
- ⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程その他関係規程を整備し、適切に運用する。
- ⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、執行役規程、執行役職務分掌規程その他関係規程を整備する。
- ⑧ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - 2) コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。
- ⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - 2) 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
 - 3) 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
 - 4) 内部監査室は、必要がある場合には、子会社の内部監査を実施する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを中期的な方針としております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	62,394,740	流動負債	46,023,370
現金及び預金	7,123,534	支払手形及び買掛金	25,155,087
受取手形及び売掛金	25,579,750	1年内償還予定の社債	125,000
商品及び製品	21,861,956	1年内返済予定の長期借入金	3,728,360
原材料及び貯蔵品	43,814	未払金	4,417,546
繰延税金資産	1,314,440	未払法人税等	2,685,216
未収入金	5,824,167	未払消費税等	345,375
その他	647,855	ポイント引当金	2,658,921
貸倒引当金	△780	賞与引当金	38,218
		その他	6,869,643
固定資産	32,255,635	固定負債	17,096,578
有形固定資産	19,232,411	長期借入金	11,270,000
建物及び構築物	7,577,109	販売商品保証引当金	2,812,927
機械装置及び運搬具	786,429	退職給付に係る負債	1,927,331
器具備品	1,546,630	役員退職慰労引当金	145,138
土地	7,993,397	資産除去債務	63,904
建設仮勘定	1,328,845	その他	877,277
無形固定資産	3,506,251	負債合計	63,119,948
のれん	2,716,389	純資産の部	
ソフトウェア	777,692	株主資本	31,252,852
その他	12,169	資本金	5,669,815
投資その他の資産	9,516,972	資本剰余金	5,737,186
投資有価証券	1,538,853	利益剰余金	20,145,991
繰延税金資産	1,177,375	自己株式	△300,140
敷金及び保証金	6,534,848	その他の包括利益累計額	105,104
その他	282,347	その他有価証券評価差額金	103,095
貸倒引当金	△16,453	為替換算調整勘定	2,008
		新株予約権	172,471
資産合計	94,650,376	純資産合計	31,530,427
		負債・純資産合計	94,650,376

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		218,402,347
売 上 原 価		174,681,379
売 上 総 利 益		43,720,967
販売費及び一般管理費		37,615,069
営 業 利 益		6,105,897
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	41,115	
仕入割引	1,558,001	
持分法による投資利益	4,930	
その他の	226,713	1,830,760
営 業 外 費 用		
支払利息	129,031	
社債利息	965	
支払手数料	110,375	
その他の	63,368	303,740
経 常 利 益		7,632,918
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	4,791	4,791
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	137,832	
減損損失	420,744	
その他の	6,564	565,142
税金等調整前当期純利益		7,072,568
法人税、住民税及び事業税	3,236,884	
法人税等調整額	△559,045	2,677,839
少数株主損益調整前当期純利益		4,394,729
当 期 純 利 益		4,394,729

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	4,323,175	4,284,205	16,172,737	△868,789	23,911,329
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,346,640	1,346,640			2,693,280
剰余金の配当			△421,475		△421,475
当期純利益			4,394,729		4,394,729
自己株式の取得				△490	△490
自己株式の処分		106,340		569,138	675,478
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,346,640	1,452,980	3,973,253	568,648	7,341,522
平成26年3月31日残高	5,669,815	5,737,186	20,145,991	△300,140	31,252,852

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成25年4月1日残高	40,981	-	40,981	136,628	24,088,940
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					2,693,280
剰余金の配当					△421,475
当期純利益					4,394,729
自己株式の取得					△490
自己株式の処分					675,478
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	62,114	2,008	64,122	35,842	99,965
連結会計年度中の変動額合計	62,114	2,008	64,122	35,842	7,441,487
平成26年3月31日残高	103,095	2,008	105,104	172,471	31,530,427

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 西日本モバイル(株)
 (株)ジオビットモバイル
 Nojima (Cambodia) Co., Ltd.
 (株)ノジマステラスポーツクラブ

当連結会計年度において(株)ジオビットモバイルの株式を取得したことにより同社を連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度に新設したNojima (Cambodia) Co., Ltd. 及び(株)ノジマステラスポーツクラブを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 (株)アベルネット

② 持分法を適用した関連会社の決算期の状況

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なるため、同社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Nojima (Cambodia) Co., Ltd.	12月31日
(株)ノジマステラスポーツクラブ	1月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を基礎としております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～34年
機械装置及び運搬具	2年～17年
器具備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

顧客の購入実績等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく要支給額を計上しております。

ニ. 販売商品保証引当金

販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生年度に費用処理しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

借入金の将来の金利市場における利率の上昇による変動リスクを回避するため、金利スワップを利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみ利用しており、特例処理を採用しております。

- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
発生年度から5年間で均等償却しております。
なお、「10. 企業結合に関する注記」を合わせてご参照ください。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用しております(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)。

なお、退職給付会計基準等の適用による影響額はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において表示していた「退職給付引当金」は「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)の適用に伴い、当連結会計年度より、「退職給付に係る負債」として表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	395,439千円
土地	1,510,208千円
敷金及び保証金	630,679千円
計	2,536,327千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	185,000千円
長期借入金	1,040,000千円
計	1,225,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

12,345,134千円

(3) コミットメントライン等

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び3年間の貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	22,000,000千円
借入実行残高	一千円
差引借入未実行残高	22,000,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

場所 店舗（神奈川県、東京都、静岡県他）

用途 店舗設備

種類 建物及び構築物、機械装置及び運搬具、器具備品

当社グループは、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（420,744千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物300,653千円、機械装置及び運搬具403千円、器具備品119,687千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値により測定する場合は将来キャッシュフローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しており、また、正味売却価額により測定する場合は、固定資産税評価額等を基礎として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	20,462	3,720	—	24,182
合計	20,462	3,720	—	24,182
自己株式				
普通株式	1,365	0	819	546
E S O P信託口が 所有する普通株式	172	—	172	—
合計	1,537	0	992	546

- (注) 1. 発行済株式に係る普通株式の増加株式数は、公募による新株発行（一般募集）3,150千株及び有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）570千株によるものであります。
2. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、公募による自己株式の処分（一般募集）650千株、ストック・オプションの行使及び単元未満株式の売渡しによるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成25年5月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	190,972千円
・1株当たり配当額	10円
・基準日	平成25年3月31日
・効力発生日	平成25年6月3日

ロ. 平成25年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	230,502千円
・1株当たり配当額	12円
・基準日	平成25年9月30日
・効力発生日	平成25年12月6日

(注) E S O P 信託口が保有する当社株式は、配当金の支払対象株式であります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成26年5月7日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額	283,633千円
・1株当たり配当額	12円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年5月29日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

第7回新株予約権	
普通株式	273,100株
第8回新株予約権	
普通株式	290,800株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しております。デリバティブ取引は、金利変動のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4) 会計処理基準に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、「売掛金に関する規程」に従い、営業債権について、各事業部門における経理業務を所管する部署が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,123,534	7,123,534	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,579,750	25,579,750	—
(3) 未収入金	5,824,167	5,824,167	—
(4) 投資有価証券	897,824	897,824	—
(5) 敷金及び保証金	6,534,848	6,281,945	△252,903
資産計	45,960,126	45,707,223	△252,903
(1) 支払手形及び買掛金	25,155,087	25,155,087	—
(2) 未払金	4,417,546	4,417,546	—
(3) 未払法人税等	2,685,216	2,685,216	—
(4) 社債（1年内償還予定のものを含む）	125,000	124,512	△487
(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	14,998,360	15,005,185	6,825
負債計	47,381,210	47,387,548	6,337
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4)投資有価証券
投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。
- (5)敷金及び保証金
敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1)支払手形及び買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4)社債（1年内償還予定のものを含む）
社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。
- (5)長期借入金（1年内返済予定のものを含む）
長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	641,028

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,123,534	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,579,750	—	—	—
未収入金	5,824,167	—	—	—
合計	38,527,453	—	—	—

4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	125,000	—	—	—
長期借入金	3,728,360	10,750,000	520,000	—
合計	3,853,360	10,750,000	520,000	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は294,619千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,226,094	5,721	2,231,816	2,405,163

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,326円70銭

(2) 1株当たり当期純利益 213円52銭

(注) E S O P 信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期中平均株式数に含まれております。

10. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 ㈱ケンウッド・ジオビット

事業の内容 携帯電話の販売代理業務、ソフトバンク専売ショップの運営及びウィルコム専売ショップの運営

② 企業結合を行った主な理由

㈱ケンウッド・ジオビットの有するキャリアショップ（ソフトバンク、ウィルコム）を店舗網に加えることによって、当社グループの店舗の充実を図ることができ、かつ当社グループの強みである人材育成によるお客様に対するコンサルティング・商品提案力を共有することにより、通信部門の経営基盤を一層強固にしていくことを目的としております。

③ 企業結合日

平成26年3月17日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

㈱ジオビットモバイル

(旧 ㈱ケンウッド・ジオビット 平成26年3月17日 企業結合により商号変更)

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権の100%を取得したことによります。

- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間
連結業績につきましては、平成26年3月31日をみなし取得日としておりますので、当連結会計年度には含まれておりません。
- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳
- | | |
|------------------------|-------------|
| 取得の対価 (現金) | 3,200,000千円 |
| 取得に直接要した費用 (アドバイザー費用等) | 93,000千円 |
| 取得原価 | 3,293,000千円 |
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
2,705,117千円
- なお、当該株式の取得は、当連結会計年度末直前に行われ、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。
- ② 発生原因
今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
- ③ 償却の方法及び償却期間
効果の発現する期間にわたって均等償却いたします。なお、償却期間については取得原価の配分の結果を踏まえて決定する予定であります。
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容
- | | |
|------|-------------|
| 流動資産 | 3,193,605千円 |
| 固定資産 | 217,956千円 |
| 資産合計 | 3,411,561千円 |
| 流動負債 | 2,775,245千円 |
| 固定負債 | 48,433千円 |
| 負債合計 | 2,823,678千円 |
- (6) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針
買収後の契約状況に応じた譲渡価額調整条項が存在します。
また、当該条項に基づく取得価額の変更が発生した場合には、企業結合日時点で認識されたものとみなして取得価額及びのれん金額を修正することとしております。

11. 追加情報

(従業員持株E S O P 信託)

当連結会計年度末現在において従業員持株E S O P 信託は終了しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本	茂次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三富	康史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノジマの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第52期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月20日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 春 名 利 昭 ㊞

監査委員 松 嶋 英 機 ㊞

監査委員 梅 津 武 ㊞

(注) 監査委員 春名利昭、松嶋英機及び梅津武は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	57,424,184	流 動 負 債	42,288,130
現金及び預金	6,421,481	買掛金	22,947,362
売掛金	21,831,451	1年内償還予定の社債	125,000
商品及び製品	21,145,426	1年内返済予定長期借入金	3,728,360
原材料及び貯蔵品	43,464	未払金	3,514,372
前払費用	617,429	未払法人税等	2,450,412
繰延税金資産	1,245,039	未払消費税等	312,922
未収入金	6,120,191	未払費用	275,420
その他	479	前受金	4,368,247
貸倒引当金	△780	預り金	503,696
固 定 資 産	32,896,099	前受収益	1,403,413
有 形 固 定 資 産	19,160,670	ポイント引当金	2,658,921
建物	6,898,460	固 定 負 債	17,048,165
構築物	634,736	長期借入金	11,270,000
機械装置	738,959	販売商品保証引当金	2,812,927
車両運搬具	47,469	退職給付引当金	1,878,928
器具備品	1,530,482	役員退職慰労引当金	145,138
土地	7,993,397	預り保証金	875,616
建設仮勘定	1,317,163	資産除去債務	63,874
無 形 固 定 資 産	741,690	その他	1,681
のれん	5,472	負 債 合 計	59,336,296
ソフトウェア	726,426	純 資 産 の 部	
その他	9,791	株 主 資 本	30,708,492
投 資 其 他 の 資 産	12,993,738	資本金	5,669,815
投資有価証券	935,993	資本剰余金	5,446,600
関係会社株式	4,193,090	資本準備金	4,584,798
出資金	620	その他資本剰余金	861,801
破産更生債権等	7,365	利益剰余金	19,892,218
長期前払費用	210,871	利益準備金	80,227
繰延税金資産	1,136,201	その他利益剰余金	19,811,991
敷金及び保証金	6,451,181	特別償却準備金	476,037
保険積立金	21,720	土地圧縮積立金	133,875
その他	53,146	固定資産圧縮積立金	60,656
貸倒引当金	△16,453	別途積立金	97,200
資 産 合 計	90,320,283	繰越利益剰余金	19,044,221
		自己株式	△300,140
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	103,022
		その他有価証券評価差額金	103,022
		新 株 予 約 権	172,471
		純 資 産 合 計	30,983,987
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	90,320,283

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		210,982,140
売 上 原 価		168,630,573
売 上 総 利 益		42,351,566
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		36,575,900
営 業 利 益		5,775,665
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	48,651	
仕 入 割 引	1,558,001	
雑 収 入	226,070	1,832,724
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	129,031	
社 債 利 息	965	
支 払 手 数 料	110,375	
雑 損 失	62,933	303,305
経 常 利 益		7,305,084
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,791	4,791
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	137,832	
減 損 損 失	420,744	
そ の 他	6,564	565,142
税 引 前 当 期 純 利 益		6,744,734
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,064,955	
法 人 税 等 調 整 額	△536,509	2,528,445
当 期 純 利 益		4,216,289

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金					
		準備金	その他資本剰余金		特別償却準備金	土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	別積立金	繰越利益剰余金	
平成25年4月1日残高	4,323,175	3,238,158	755,461	80,227	-	133,875	62,722	97,200	15,723,379	
事業年度中の変動額										
新株の発行	1,346,640	1,346,640								
固定資産圧縮積立金の取崩							△2,065		2,065	
剰余金の配当									△421,475	
当期純利益									4,216,289	
特別償却準備金の積立					476,037				△476,037	
自己株式の取得										
自己株式の処分			106,340							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	1,346,640	1,346,640	106,340	-	476,037	-	△2,065	-	3,320,841	
平成26年3月31日残高	5,669,815	4,584,798	861,801	80,227	476,037	133,875	60,656	97,200	19,044,221	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成25年4月1日残高	△868,789	23,545,410	40,928	40,928	136,628	23,722,967
事業年度中の変動額						
新株の発行		2,693,280				2,693,280
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△421,475				△421,475
当期純利益		4,216,289				4,216,289
特別償却準備金の積立		-				-
自己株式の取得	△490	△490				△490
自己株式の処分	569,138	675,478				675,478
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			62,094	62,094	35,842	97,936
事業年度中の変動額合計	568,648	7,163,082	62,094	62,094	35,842	7,261,019
平成26年3月31日残高	△300,140	30,708,492	103,022	103,022	172,471	30,983,987

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの
 - ・ 時価のないもの
- ③ たな卸資産
 - ・ 商品

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法)

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～34年
構築物	10年～15年
機械装置	17年
車両運搬具	2年～6年
器具備品	2年～15年

- ② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② ポイント引当金

顧客の購入実績等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

- ③ 販売商品保証引当金

販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

- ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

教理計算上の差異については、発生年度に費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
借入金の将来の金利市場における利率の上昇による変動リスクを回避するため金利スワップを利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみ利用しており特例処理を採用しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
 - ② のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	395,439千円
土地	1,510,208千円
敷金及び保証金	630,679千円
計	2,536,327千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	185,000千円
長期借入金	1,040,000千円
計	1,225,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

12,180,346千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ① 短期金銭債権 331,412千円
- ② 長期金銭債権 12,356千円
- ③ 短期金銭債務 257,060千円

(4) コミットメントライン等

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び3年間の貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	22,000,000千円
借入実行残高	一千円
差引借入未実行残高	22,000,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

- ① 売上高 63,000千円
 - ② 仕入高 346,399千円
- (2) 営業取引以外の取引による取引高 46,584千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
当社が保有する普通株式	1,365千株	0千株	819千株	546千株
ESOP信託口が所有する当社の普通株式	172千株	一千株	172千株	一千株
合計	1,537千株	0千株	992千株	546千株

- (注) 1. 当社が保有する普通株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 2. 当社が保有する普通株式の減少株式数は、公募による自己株式の処分(一般募集)650千株、ストック・オプションの行使及び単元未満株式の売渡しによるものであります。また、ESOP信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)	(千円)
未払事業税	186,896
商品評価損	171,889
未払事業所税	38,128
ポイント引当金	946,044
仕入割戻繰延	47,909
その他	277
繰延税金資産 (流動) 小計	1,391,145
評価性引当額	△146,105
繰延税金資産 (流動) 合計	1,245,039
繰延税金資産 (流動) 純額	1,245,039
繰延税金資産 (固定)	
役員退職引当金否認	51,640
退職給付費用否認	664,369
投資有価証券評価損	154,753
販売商品保証引当金	1,000,839
減損損失	1,137,591
その他	701,841
繰延税金資産 (固定) 小計	3,711,034
評価性引当額	△2,147,054
繰延税金資産 (固定) 合計	1,563,980
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	40,534
土地圧縮積立金	73,940
固定資産圧縮積立金	33,481
特別償却準備金	262,921
その他	16,900
繰延税金負債 (固定) 合計	427,779
繰延税金資産 (固定) 純額	1,136,201

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
評価性引当金の増減額	△3.4%
住民税均等割額	1.9%
交際費等永久に損金不算入の項目	0.3%
受取配当金等永久に益金不算入の項目	△0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8%
新株予約権	0.3%
所得拡大促進税制特別控除	△1.5%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.4%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が119,242千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が119,242千円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,303円58銭
(2) 1株当たり当期純利益 204円85銭

当事業年度において、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期中平均株式数に含まれております。

8. 企業結合に関する注記

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

9. 追加情報

(従業員持株E S O P信託)

当事業年度末現在において従業員持株E S O P信託は終了しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月12日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉本	茂次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三富	康史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノジマの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第52期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と関係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月20日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 春 名 利 昭 ㊟

監査委員 松 嶋 英 機 ㊟

監査委員 梅 津 武 ㊟

(注) 監査委員 春名利昭、松嶋英機及び梅津武は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業内容を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条（目的） （現行どおり）
1.～24.（条文省略）	1.～24.（現行どおり）
（新設）	<u>25. 人材育成のための研修の企画、実施並びにそれらのコンサルティング教材の販売</u>
25.～28.（条文省略）	26.～29.（現行どおり）

第2号議案 取締役15名選任の件

現任の取締役17名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち三枝達実氏、金高英紀氏及び春名利昭氏は退任となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の1名を含む15名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	の じま ひろ し 野 島 廣 司 (昭和26年1月12日生)	昭和48年4月 有限会社野島電気商会(現当社)入社 昭和53年8月 当社取締役 平成3年1月 当社専務取締役 平成6年7月 当社代表取締役社長 平成14年5月 当社代表取締役社長(CEO)兼執行 役員管理統括本部長 平成15年6月 当社取締役兼代表執行役社長 (CEO)兼管理統括本部長 平成17年5月 当社取締役兼代表執行役社長 (CEO) 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役会長 (CEO) 平成19年4月 当社取締役兼代表執行役会長 (CEO)兼管理本部長 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役会長兼社長 (CEO) 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役社長 (CEO)(現任) [担当(委員)] 指名委員会委員 報酬委員会委員	255,535株
2	の じま りょう じ 野 島 亮 司 (昭和54年1月24日生)	平成17年1月 株式会社イーネット・ジャパン入社 平成20年1月 同社代表取締役社長 平成20年10月 当社入社 平成23年10月 当社IT戦略事業部長 平成24年6月 当社執行役IT戦略事業部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役IT戦略事業部長 平成26年4月 当社取締役兼常務執行役IT戦略事業 部長(現任)	11,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
3	ふくだ こういちろう 福田 浩 一 郎 (昭和45年5月6日生)	平成6年4月 当社入社 平成17年1月 当社マーケティング本部MKグループ エリア長 平成22年3月 当社店舗運営管理部第2ブロック長 平成23年4月 当社店舗運営管理第二部長 平成23年6月 当社執行役店舗運営管理第二部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役店舗運営管理第二 部長 平成24年10月 当社取締役兼執行役店舗運営管理部長 平成26年4月 当社取締役兼執行役人事総務部長 (現 任)	14,800株
4	なべ しま けん いち 鍋 島 賢 一 (昭和49年4月22日生)	平成8年6月 株式会社リンリン入社 平成10年4月 当社転籍 平成17年8月 当社マーケティング本部第二MKグル ープエリア長 平成18年4月 当社販売本部販売推進部家電販売グル ープ長 平成21年3月 当社AV家電販売推進部長 平成21年6月 当社執行役AV家電販売推進部長 平成22年10月 当社執行役AV家電情報推進部長 平成23年8月 当社執行役販売推進部長 平成24年4月 当社執行役AV情報推進部長 平成24年10月 当社執行役AV情報家電推進部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役AV情報家電推進 部長 平成25年9月 当社取締役兼執行役商品推進部長 (現 任)	8,100株
5	やま うち わたる 山 内 渉 (昭和25年8月2日生)	平成17年6月 株式会社真電取締役経営企画室長 平成19年3月 当社執行役真電事業部経営企画グル ープ長 平成19年6月 当社執行役企画管理部経営管理グル ープ長 平成20年4月 当社執行役販売企画部企画グループ長 平成20年10月 当社執行役販売企画部長 平成22年6月 当社取締役兼執行役販売企画部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役販売サポート部長 平成26年4月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ノジマステラスポーツクラブ代表取締役	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
6	いし ざか よう ぞう 石 坂 洋 三 (昭和22年7月4日生)	平成11年9月 当社顧問 平成12年8月 当社執行役員人事部長 平成13年7月 当社取締役 平成14年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社取締役 平成20年3月 当社取締役兼ソロン株式会社常務取締 役販売推進部長 平成23年10月 当社取締役兼執行役モバイルコミュニ ケーション推進部長 平成26年4月 当社取締役モバイルコミュニケーシ ョン推進部管掌 (現任)	27,900株
7	かみ や こう じ 神 谷 光 治 (昭和21年8月16日生)	平成20年10月 当社顧問 平成21年3月 当社人事総務部長 平成21年10月 当社執行役人事総務部長 平成23年4月 当社執行役 平成23年6月 当社取締役 (現任) [担当 (委員)] 報酬委員会委員長	9,200株
8	き むら たかし 木 村 喬 (昭和20年6月27日生)	昭和44年3月 株式会社西友ストア (現合同会社西 友) 入社 平成9年8月 同社常務取締役 平成11年5月 株式会社東京シティファイナンス代表 取締役社長 平成19年6月 当社取締役 (現任) [担当 (委員)] 指名委員会委員 報酬委員会委員	7,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
9	ほし な みつ お 星 名 光 男 (昭和17年10月13日生)	昭和41年3月 株式会社岡田屋入社 平成6年5月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会 社）取締役 平成12年5月 同社専務取締役 平成12年11月 ウエルシア関東株式会社監査役 （現任） 平成15年5月 イオン株式会社専務執行役 平成16年5月 同社常任顧問 平成17年6月 株式会社やまや取締役（現任） 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成24年11月 株式会社アベルネット取締役（現任） 平成25年11月 株式会社雪国まいたけ代表取締役社長 （現任） [担当（委員）] 指名委員会委員 報酬委員会委員	2,000株
10	まつ しま ひで き 松 嶋 英 機 (昭和18年4月19日生)	昭和46年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 清水直法律事務所入所 昭和51年3月 独立事務所開設 平成16年1月 西村ときわ法律事務所 代表パートナ ー弁護士 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成19年7月 西村あさひ法律事務所 代表パートナ ー弁護士 平成26年1月 同事務所 パートナー弁護士（現任） [担当（委員）] 監査委員会委員	—
11	うめ つ たけし 梅 津 武 (昭和16年12月29日生)	平成11年7月 練馬東税務署長 平成12年8月 梅津税理士事務所開設 平成12年9月 当社顧問 平成15年6月 当社取締役（現任） [担当（委員）] 監査委員会委員 報酬委員会委員	6,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
12	こ み やす まさ 五味 康 昌 (昭和18年2月8日生)	昭和41年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成9年5月 同行常務取締役業務企画部長 平成14年6月 同行専務取締役法人営業部門長 平成15年5月 同行副頭取法人営業部門長 平成16年6月 三菱証券株式会社取締役会長 平成17年10月 三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）取締役会長兼最高経営責任者 平成21年4月 同社取締役会長 平成21年5月 同社相談役 平成21年6月 三菱地所株式会社取締役（現任） 株式会社山形銀行監査役（現任） 平成22年6月 当社取締役（現任） 株式会社ノリタケカンパニーリミテド監査役（現任） 讀賣テレビ放送株式会社取締役（現任） 平成25年2月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社特別顧問（現任）	—
13	く た ら ぎ けん 久 冨 良 木 健 (昭和25年8月2日生)	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成12年6月 ソニー株式会社取締役 平成15年4月 同社取締役副社長 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント代表取締役会長兼グループCEO 平成19年6月 同社名誉会長 平成19年6月 ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー（現任） 平成21年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役社長（現任） 平成22年3月 楽天株式会社取締役（現任） 平成23年6月 当社取締役（現任） 平成26年6月 株式会社マーベラスAQL取締役（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
14	の む ら ひ で き 野 村 秀 樹 (昭和19年10月14日生)	昭和43年4月 日本電信電話公社入社 平成8年6月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 取締役営業推進部長 平成10年6月 同社常務取締役千葉支店長 平成12年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現株式会社NTTドコモ) 常務取締 役営業本部長 平成14年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東 海代表取締役社長 平成17年6月 ドコモ・サービス株式会社代表取締役 社長 平成24年6月 当社取締役 (現任)	—
15	* め く も り は じ め 温 盛 元 (昭和47年5月14日生)	平成8年4月 当社入社 平成17年4月 当社経営企画グループ長 平成17年6月 当社執行役 平成18年4月 当社執行役総務企画グループ長 平成19年2月 当社執行役管理本部人事総務統括兼総 務企画グループ長 平成19年6月 当社執行役人事総務部長兼総務グルー プ長 平成23年10月 当社営業支援グループ長 平成24年10月 当社営業開発部長 平成25年5月 当社執行役営業開発部長 平成26年4月 当社執行役営業開発部長兼海外事業担 当 (現任) (重要な兼職の状況) Nojima (Cambodia) Co., Ltd. 代表	9,500株

- (注) 1. *印は新任取締役候補者です。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久夛良木健、野村秀樹の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由等について
- ① 木村喬氏につきましては、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年になります。なお、当社は、木村喬氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ② 星名光男氏につきましては、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年になります。
- ③ 松嶋英機氏につきましては、弁護士として培われた法律の専門家としての経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏は、高名な弁護士として多数の著書もあり、幾多の企業再生に関与した経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行し得るものと判断いたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年になります。
- ④ 梅津武氏につきましては、税理士として会計税務に関する経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって11年になります。
- ⑤ 五味康昌氏につきましては、金融機関における豊富な経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。
- なお、五味康昌氏が取締役を務めていた三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（旧三菱UFJ証券株式会社）は、平成21年1月から3月に行われたシステム部元職員によるお客様の情報等を漏えいする行為により、平成21年6月に金融庁から業務改善命令及び個人情報保護に関する法律に基づく勧告を受領しました。同氏は本件が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりましたが、本件発覚後は、取締役会において経営陣が策定した業務改善策を監督し、必要な意見を述べております。
- ⑥ 久夛良木健氏につきましては、メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年になります。
- ⑦ 野村秀樹氏につきましては、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- ① 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である春名利昭、木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久夛良木健、野村秀樹の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。
- ② 本総会にて木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久夛良木健、野村秀樹の各氏の再任が承認された場合には、引き続き同様の契約を締結する予定です。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

ノジマグループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式800,000株を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、8,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこ

の限りではない。

- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」とい

う。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5)③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

以上

<ご参考>

委員会委員就任予定者（平成26年6月18日就任予定）

委 員 会 名	氏 名 ※は委員会委員長
指 名 委 員 会	※福田浩一郎 野島廣司 木村 喬 星名光男 梅津 武
監 査 委 員 会	※木村 喬 松嶋英機 梅津 武
報 酬 委 員 会	※神谷光治 野島廣司 木村 喬 星名光男 梅津 武

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

※株主総会当日ご出席の場合は、郵送による議決権行使またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成26年6月17日（火曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めにご使用いただき、ご不明な点等ございましたら後記ヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
TEL (045) 222-5050



○交通のご案内

J R線・市営地下鉄線「桜木町」駅下車徒歩5分

みなとみらい線「みなとみらい」駅下車・クイーンズスクエア方面出口徒歩3分

- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 定刻までにおいでいただけない場合、会場への入場をお断りする場合がございます。
- 当日は、些少ながらお土産を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、株主総会にご出席いただいた株主様1名に対し1個とさせていただきます。